

【未定稿】

森副大臣会見

24.3.29(木)

14:01~14:20

文部科学省 記者会見室

【注意】業者がテープ起こししたもので、誤字や不明な部分もありますので、取扱いには御注意願います。

副大臣)

皆様こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、本日は児童虐待の防止に関連いたしました文部科学省の取り組みについて、2点御報告をさせていただきたいと思っております。

お手元にもう資料は渡っておりますでしょうか。配付されていない、ではちょっと待ってください。

2種類ございます。よろしいですか、お手元に来ましたでしょうか、2種類ございます。「家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書」と、それから「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」という通知の2種類ですけれども、よろしいですか。

児童虐待相談対応件数は毎年増加しております。平成22年度は5万6,000件を超えておりまして、本年1月には総務大臣より、児童虐待の発生予防及び早期発見に対して勧告を受けたところでございます。

まず初めに、発生予防に資する取り組みについて御報告をしたいと思います。

児童虐待を引き起こす要因として、社会的な孤立や子育ての不安などが指摘されておりまして、発生予防に資する取り組みとして、家庭教育支援が重要であると考えております。家庭教育はすべての教育の出発点であり、その重要性をかんがみ、文部科学省では平成23年5月に家庭教育支援の推進に関する検討委員会を設置し、家庭教育支援に関する検討を行い、このたび報告書を取りまとめました。

報告書では、家庭環境の多様化や地域社会の変化により家庭教育が困難な社会である、もう一度繰り返しますけれども、家庭教育が困難な社会であるとの現状分析を行い、親の育ちを応援することや、支援のネットワークを広げていくことなどの基本的な方向性のもと、まず第一に親の育ちを応援する学びの機会の充実、これは今までも家庭教育ということで各地においてさまざまな取り組みはされているわけですが、本当に必要な人たちはその講座にはなかなか出てこないということで、アウトリーチ型、届ける、そういう支援を届けるというような形で展開していただきたいということです。

そして、2番目に親子と地域のつながりをつくる取り組みの推進、そして支援のネットワークをつくる体制づくりなどの具体的な方策についての提言がなされました。

文部科学省におきましては、社会的な孤立や子育ての不安などを軽減していくためにも、報告書の趣旨を踏まえ、家庭教育支援のより一層の充実に取り組んでまいります。

次に、児童虐待の早期発見、早期対応の取り組みについて御報告をしたいと思います。

文部科学省として、総務省からいただきました勧告の趣旨を踏まえ、本日副大臣名で「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」の通知を発出いたしました。

この通知では、学校で児童虐待を発見した場合に、児童相談所等へ速やかに通告するための五つの留意点として、まず第1に虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人から見て、主観的に児童虐待があったと思われる場合は通告義務が生じること。

2番目、学校の働きかけにより状況に変化がある場合でも、児童虐待と思われる場合は、学校だけで状況を判断せず、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図ること。

3番目、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと。

4番目、通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であるということを改めて認識すること。

5番目、児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また校内で組織的に対応する

ため、児童相談所と連携して研修等を積極的に実施することを提示しております。

これは 22 年度までの調査、これを分析をいたしまして、学校からの通告というものがなかなかうまくいっていない、早期発見・予防ということがうまくいっていない、その原因を現時点において分析し、これらの五つの留意点に気をつけていただきたいということでございます。

文部科学省におきましては、厚生労働省等関係省庁と連携を図りながら、児童虐待の防止のさらなる取り組みに努めてまいります。

また、私のほうから、平野大臣に対しても、内閣としてこの問題意識を共有をしていただきまして、積極的に取り組みをいただくよう閣僚懇等で御発言をお願いしたいと、強くお願いをしたところでございます。

子どもたちが一番いる場所というのは学校ということでございますし、また先ほど御報告をいたしました家庭教育、この支援というのは、各地区の教育委員会、社会教育ということで、実際には現場でやってくださっているわけですので、もちろん厚生労働省は児童相談所等々ということで対応してくださっているわけですけれども、文部科学省としてもこの児童虐待の問題にもっと積極的に取り組んでいくべきであるというふうに考えております。

家庭教育が非常に困難な時代、社会のそういういろいろな問題、一番しわ寄せが来るのが小さい子どもさんたちでありまして、私も野党時代から児童相談所、それから児童擁護施設等を訪れまして、現場の皆さんと意見交換をさせていただきました。また、各地域におきまして、虐待の防止のために取り組んでいらっしゃる N P O の皆さんたち、大変積極的な活動をしてくださっておりますけれども、そういう中で現場で聞きますのは、やはりこの子どもたちには応援団がないんですと、どんなにいろいろな障害や、いろいろな困難なことがあっても、まずは親御さんがその子どもたちを守って、慈しんで、育むと。しかし、特に現状におきましては、児童擁護施設等に入所する子どもたちの多くが被虐待児であるという現実がございます。この子どもたちにしっかりと支援の手を差し伸べていく、そしてまたもともと子育てというのは親だけで、あるいは特に母親だけでできるものではないということは、私自身も 3 人の子どもを育てながら仕事をしてきて痛感をしているところでございます。社会全体で子ども

達を育てていく、そして家庭教育に困難を抱えている親御さんたちにはしっかりとした支援の手を差し伸べていく、そのことによって少しでも虐待の被害に遭う子どもたちを減らしていきたい、そういう思いで、今般こういう形で改めて通知を発出させていただき、また大変専門家の皆様から熱心な御議論をいただきまして、この「家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書『つながりがつくる豊かな家庭教育』」、すばらしい報告書をまとめていただきました。この報告書をもとに、より一層しっかりとした施策が実施できるようにというふうに思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

記者：フジテレビ)

今の児童虐待に関してちょっとお伺いしたいんですけども、1月にこの結果と勧告が出たということなんですが、文科省としてはこの概要をまとめるに当たって、いつぐらいから検討を進められてきたのでしょうか。

副大臣)

この通知を発出するに当たりましては、その勧告を受けまして、この間約3カ月でございますけれども、このような勧告に至るに至った原因を分析させていただいたということでございます。その上で、大きく五つの、既にこの趣旨の通知は過去にも発出しているわけですが、さらにそれを徹底していただくということでございます。その五つの留意点の中で申し上げましたように、法改正、過去に児童虐待防止法が議員立法で成立し、そして2回にわたる改正を行ってきたわけですが、行って来たわけですが、やはりためらわれていると、通報することについてのためらいがある、やっぱり親御さんとの関係を壊したくない、それから少し働きかけをしたので好転しているんじゃないかということで通告をしなかったということで、その発見が遅れる、対応が遅れる。

私はこの分析をしてこの通知を出すときに、児童相談所は通告を受けたときに48時間ルールというのがあって、あるいは地域によっては24時間ルールというのがあって、通告を受けたら必ず目視する、目で見るということです。必ずその子どもさんに会って、どういう状態なのか、児童相談所の職員が必ず確

かめるというルールがあるんですね。そのルールがなかなか今マンパワー不足ということで、まずは徹底されていないというようなこともありまして、その徹底をかつて厚生労働省にお願いしてきたわけですけれども、学校においても、そのような明確なルールがつかれないものかというふうに思ったんですけれども、なかなかそこまで行うのは難しい部分がありまして、しかし確実な証拠がなくても、やはり疑いがある場合には通告義務が生じるのだと。法律的にも、仮に結果としてそれが間違いであったとしても、何ら責任を問われることはない。疑いを持ったときに通告する、そのことによって虐待による非常に悲惨な結果というものを防ぐことができると、そういうことについて改めて認識を持っていただきたいということです。

記者：フジテレビ)

明日なんですけれども、増税に関する法案が閣議決定される予定と聞いておりまして、副大臣、改めてになりますか、増税に関する御所見をいただけますでしょうか。

副大臣)

本日、その件については、私のほうからのコメントはございません。

記者：フジテレビ)

ちょっとこれ、また一部報道なんですけれども、政務三役の中には辞任を検討するという報道もありますけれども、副大臣、お考えはいかがでしょうか。

副大臣)

本日の時点で、その点についてのコメントはございません。

記者：共同通信)

虐待の関係ですけれども、これは今までの通知とどこか変わって、どこが新しくなっているのでしょうか。

副大臣)

五つの留意事項について改めて周知徹底、留意事項ということとその分析の結果お示ししたというところではいかというふうに思いますけれども、補足説明ございますか。

文科省)

関係悪化をためらうといったところで、学校が教育的見地からの働きかけをしていたら、好転しているように見える部分についても、やはり児童虐待の疑いがあるときは連携してほしいというふうに言っていること。それから、当たり前なので余り言ってきませんでした。が、通告後は基本区市のほうにバトンタッチよということではなくて、きちんと教育的見地からも働きかけを進めてくださいということを規定しているあたりが、留意点としてはあえて言っていると。

記者：朝日新聞)

先ほどのこの虐待の留意事項の続きで、ルールをつくれなかつたかと思つたけれども、やっぱりそれは難しいとおっしゃいました。こういう留意事項、今までと同じような趣旨のものを出していて、そういうふうに繰り返えされていると。そうなるとうちルールづくりが必要ではないかと思つたのですが、どういふ点で難しかったのでしょうか。

副大臣)

例えば不登校といつたときに、何日間登校していなかつたらそれは不登校とみなすのか、あるいはひよつとしたら虐待の疑いがあるとみなすのかといふところ、その始まりの時期を特定するのが難しかったりですとか、例えばといふことなんですけれども、そういうところで、児童相談所の場合は虐待の疑いがあるといふふうに通告されてからの時間設定なんです。が、なかなか学校の場合は先生方が、いろいろこういうのがサインですよといふようなものも配られているわけなんですけれども、何かおかしいなと思ひ始めたのがいつなのかとか、そういうのを特定するのが難しいといふことです。

これは総務省の政策評価の勧告でございますけれども、私自身も今年になりましたから、例えば昨年の中に大学改革タスクフォースでありますとか、地方教育行政改革のためのタスクフォースでありますとか、結構大きなテーマについてはそれなりに議論の場を設け、そして道筋と申しますか、いろいろなことでやってきたわけですが、改めて今年、年明けから、特に今子どもさんたちの環境というのは二極分化している。子どもの貧困率というテーマもあります。就学支援を受けているお子さんたちの割合がやはり増えている。自治体によっては25%の子どもたちが就学支援を受けているというような状況もございます。そういう中で非常にさまざまな困難を抱えている子どもさんたちのいろいろな問題について、何とか、教育の質の向上という、それ以前の基本的な生活の環境が整えられていないのではないかと心配されるお子さんたちについて、もちろん厚生労働省的なアプローチというのも重要ですが、子どもたちが一番いる場所である学校において、何らかのそういう対策がある程度まとめて、しっかりとした形で対応できないものかどうかということで、いろいろな勉強会と申しますか、省内で、専門家もお呼びしたりして、性教育なども含めて、いろいろな勉強会を重ねてまいりまして、その中で家庭教育支援に関する検討会が今日の現状についての的確な分析を行い、また大変いい提言をまとめてくださったので、これを核にして、いろいろな施策を講じていくべきではないかというふうに思いました。

ぜひ報道してください、お願いします。

(了)